

公 告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により、令和 3 年 11 月から同年 12 月に実施した監査の結果に関する報告について、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 4 年 2 月 22 日

山形県監査委員 森 谷 仙 一 郎
 山形県監査委員 星 川 純 一
 山形県監査委員 松 田 義 彦
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

第 1 監査の概要

(1) 監査の基準

山形県監査委員監査基準（令和 2 年 4 月県監査委員訓令第 1 号）に準拠して実施

(2) 監査の種類

財務監査（定期監査）

(3) 監査の対象及び着眼点（評価項目）

財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか

(4) 監査の実施内容

関係書類を調査するとともに、監査対象機関の長等から説明を聴取するなどの方法により実施

第 2 監査実施状況

監査は、監査対象機関 27 箇所について、次のとおり実施した。

| 監査対象機関 | 実施年月日 | 担当監査委員 | |
|-------------------------|------------------|--------|-------|
| 酒 田 西 高 等 学 校 | 令和 3 年 11 月 17 日 | 星川委員 | 松田委員 |
| 酒 田 光 陵 高 等 学 校 | 令和 3 年 11 月 17 日 | 星川委員 | 松田委員 |
| 遊 佐 高 等 学 校 | 令和 3 年 11 月 17 日 | 星川委員 | 松田委員 |
| 水 産 研 究 所 | 令和 3 年 11 月 17 日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 加 茂 水 産 高 等 学 校 | 令和 3 年 11 月 17 日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 鶴 岡 高 等 養 護 学 校 | 令和 3 年 11 月 17 日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| こども医療療育センター庄内支所 | 令和 3 年 11 月 18 日 | 星川委員 | 松田委員 |
| 庄 内 総 合 高 等 学 校 | 令和 3 年 11 月 18 日 | 星川委員 | 松田委員 |
| 庄 内 警 察 署 | 令和 3 年 11 月 18 日 | 星川委員 | 松田委員 |
| 産 業 技 術 短 期 大 学 校 庄 内 校 | 令和 3 年 11 月 18 日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 庄 内 職 業 能 力 開 発 セ ン タ ー | 令和 3 年 11 月 18 日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 鶴 岡 中 央 高 等 学 校 | 令和 3 年 11 月 18 日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 庄 内 食 肉 衛 生 検 査 所 | 令和 3 年 12 月 3 日 | 星川委員 | 松田委員 |
| 庄 内 空 港 事 務 所 | 令和 3 年 12 月 3 日 | 星川委員 | 松田委員 |
| 最 上 学 園 | 令和 3 年 12 月 3 日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 最 上 教 育 事 務 所 | 令和 3 年 12 月 3 日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 新 庄 南 高 等 学 校 | 令和 3 年 12 月 3 日 | 森谷委員 | 海老名委員 |

| | | | |
|----------|------------|-------|-------|
| 鶴岡工業高等学校 | 令和3年12月20日 | 星川委員 | 松田委員 |
| 鶴岡警察署 | 令和3年12月20日 | 星川委員 | 松田委員 |
| 山形空港事務所 | 令和3年12月20日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 天童警察署 | 令和3年12月20日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| やまなみ学園 | 令和3年12月23日 | 松田委員 | — |
| 置賜教育事務所 | 令和3年12月23日 | 松田委員 | — |
| 米沢東高等学校 | 令和3年12月23日 | 松田委員 | — |
| 長井工業高等学校 | 令和3年12月23日 | 海老名委員 | — |
| 小国高等学校 | 令和3年12月23日 | 海老名委員 | — |
| 小国警察署 | 令和3年12月23日 | 海老名委員 | — |

第3 監査の結果

是正又は改善を要する事項は次のとおりであり、それらを除いては、上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われている。

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 鶴岡高等養護学校

(イ) 契約の締結又は履行が適切でないもの

(内容)

建設工事請負契約において、建設工事請負契約約款による契約保証金を徴すべきところ、徴していないもの 1件

渡り廊下屋根修繕

契約金額 1,716,000円

要契約保証金 171,600円

ロ こども医療療育センター庄内支所

(イ) 収入事務が適切でないもの

(内容)

治療用装具に関する証明書の交付手数料について、法令に基づき無償とすべきところ、誤って徴収していたもの 55件 合計87,340円

こども医療療育センター使用料

誤徴収が判明した期間 平成26年4月1日から令和2年11月6日まで

ハ 庄内総合高等学校

(イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

旅費支給について、正当な理由もなく支払を旅行の最終日から3箇月を超えて遅延しているものが相当数ある。

2箇月超 112件

3箇月超 146件

ニ 庄内空港事務所

(イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

請求書を受け取っていたにもかかわらず、支払手続を失念し、代金の支払を検査が完了した日から

4 箇月を超えてしていないもの 6 件 合計1,278,090円

主な事例は以下のとおり

新型コロナウイルス感染拡大防止業務（令和2年4月25日～5月13日分）

検査日 令和2年5月13日

支払日 令和3年4月19日

支出額 288,750円

ホ 新庄南高等学校

(イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

a 支払期限から3箇月を超えて遅延しているもの 3件 合計27,208円

主な事例は以下のとおり

一般廃棄物収集運搬業務委託（令和2年8月分）

請求日 令和2年9月9日

支払日 令和3年1月8日

支出額 17,830円

b 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないもの 5件 合計98,282円

主な事例は以下のとおり

一般廃棄物収集運搬業務委託（令和2年10月分）

請求日 令和2年11月9日

支払日 令和3年1月8日

支出額 30,460円

(ロ) 財産の管理が適切でないもの

(内容)

教育財産の目的外使用許可に係る申請に対し、使用許可を行わないで使用させているもの 9件

主な事例は以下のとおり

教育財産の区分 体育館

使用期間 令和2年10月1日から令和2年12月24日まで

ヘ やまなみ学園

(イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

a 支払期限から3箇月を超えて遅延しているもの 3件 合計402,930円

主な事例は以下のとおり

ジャンボタクシー利用料（令和2年5月分）

請求書受理日 令和2年6月10日

支払期限 令和2年6月24日

支払日 令和2年12月11日

支出額 56,980円

b 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないもの 5件 合計455,199円

主な事例は以下のとおり

ジャンボタクシー利用料（令和2年8月分）

| | |
|--------|------------|
| 請求書受理日 | 令和2年9月10日 |
| 支払期限 | 令和2年9月24日 |
| 支払日 | 令和2年12月11日 |
| 支出額 | 77,330円 |

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 事務事業

(イ) 教育財産使用料に係る調定収入票を紛失したもの（新庄南高等学校）

ロ 収入

(イ) 自動販売機設置貸付契約の減額変更に係る貸付料の還付手続が遅延したもの（新庄南高等学校）

ハ 支出

(イ) 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないもの（加茂水産高等学校）

(ロ) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査が完了した日から2箇月を超えてしていないもの（新庄南高等学校）

(ハ) 報酬、給料、諸手当及び報償費並びに旅費等の額の決定又は支給が適切でないもので、5万円以上のももの（米沢東高等学校、酒田光陵高等学校）

ニ その他

(イ) 前年度会計の監査において指導された事項について、措置又は改善を行っていないもの（新庄南高等学校）